様式第4号(第5条関係)

|  |
| --- |
| 私道内汚水管布設決定通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました私道内における汚水管布設については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。 |
| 　 | 決定区分 | □布設します。　　　□布設できません。 | 　 |
| 私道の所在地 | 出雲市　　　　　町 |
| 私道の幅員及び延長 | 幅員 | メートル | 延長 | メートル |
| 排水戸数及び使用戸数 | 排水戸数※1 | 戸 | 使用戸数※2 | 戸 |
| 布設位置 | 別添図面のとおり |
| 工事期間 | 年　　　月　　　日から年　　　月　　　日まで | 日間 |
| 条件 | 1　汚水管布設後、当該汚水管を申請者の事情により変更する場合は、申請者がその工事に係る費用を負担してください。2　工事完了後、新たに当該汚水管を利用したい旨申出があった場合は、その申出を拒まないでください。 |
| 布設できない理由 | 　 |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |

※1　ここに挙げる排水戸数は、公道と私道の角地を除いたものとする。

※2　※1に挙げる排水戸数のうち、下水道管渠工事完了後、速やかに排水設備工事を実施する予定の戸数とする。